

奈良県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、姫谷土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	堂本 明夫	五條市靈安寺町一七五八
〃	水取 憲男	〃 二〇〇四
〃	橋本 重夫	〃 四〇九
〃	清水 貞實	〃 一九一六
〃	樽井 定弘	〃 二〇六〇一
〃	西出 勉	〃 一四九八一
〃	森脇 和男	〃 一三八一
〃	岩井 勝実	〃 一七三二一
〃	芳田 宏次	〃 三〇六
〃	芳田 禎輔	〃 六六七一二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	堂本 明夫	五條市靈安寺町一七五八
〃	水取 憲男	〃 二〇〇四
〃	橋本 重夫	〃 四〇九
〃	清水 貞實	〃 一九一六
〃	樽井 定弘	〃 二〇六〇一
〃	西出 勉	〃 一四九八一
〃	森脇 和男	〃 一三八一
〃	岩井 勝実	〃 一七三二一
〃	芳田 宏次	〃 三〇六
〃	芳田 禎輔	〃 六六七一二